

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜第5号＞

平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成26年3月24日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録 < 第 5 号 >

開会の日時

年月日 平成26年 3 月 24 日 月曜日
 開 会 午前10時 3 分
 散 会 午後 3 時10分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第23号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
- 2 乙第25号議案 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第26号議案 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第27号議案 沖縄県 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第29号議案 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 6 陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第144号、同第147号、同第158号、同第161号、同第162号、同第198号、同第206号、陳情平成25年第 6 号、同第13号、同第28号、同第30号、同第33号、同第44号、同第47号、同第50号の 2、同第51号、同第53号、同第68号、同第83号、同第104号の 2、同第107号、同第113号、同第117号の 2、同第129号、同第130号、同第134号、同第136号、陳情第 3 号、第 9 号及び第24号
- 7 閉会中継続審査・調査について
- 8 農林水産業について（T P P（環太平洋連携協定）について）（追加議題）

出席委員

委員長	上原	章	君
副委員長	砂川	利勝	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	翁長	政俊	君
委員	新垣	哲司	君
委員	仲村	未央	さん
委員	崎山	嗣幸	君
委員	玉城	満	君
委員	玉城	ノブ子	さん
委員	儀間	光秀	君
委員	喜納	昌春	君

委員外議員 なし

欠席委員

瑞慶覧 功 君

説明のため出席した者の職・氏名

商工労働部長	小嶺	淳	君
産業政策課長	金良	実	君
産業政策課副参事	古堅	勝也	君
ものづくり振興課長	金城	陽一	君
情報産業振興課長	慶田	喜美男	君
雇用政策課長	又吉	稔	君
労政能力開発課長	伊集	直哉	君
工業技術センター所長	比嘉	眞嗣	君
農林水産部長	山城	毅	君

森 林 緑 地 課 長	謝名堂	聡 君
水 産 課 長	新 里 勝 也	君
中 央 卸 売 市 場 長	桃 原	弘 君
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長	湧 川 盛 順	君
文 化 振 興 課 長	大 城 直 人	君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案の条例議案5件、陳情平成24年第81号外35件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として商工労働部長、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第26号議案沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして、御説明いたします。

まず初めに、議案の御審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

今回、商工労働部で用意いたしました資料は、お手元に配付しております資料1といたしまして、平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料、資料2といたしまして、平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明要旨、この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の御説明に当たりまして、資料1、平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料平成26年第2回沖縄県議会（定例会）議案書の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙第26号議案沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。議案書については85ページとなっております。

本議案は、工業技術交流センターにおける施設使用料について、受益者負担の原則から、近隣類似施設との比較により、コストを一定程度回収できる金額まで使用料金を改める必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、平成26年4月1日から施行する予定であります。

説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 この改正によって一維持管理、修繕費等の返還部分まで計上ということの増ですが、トータルでどれぐらいかかって、今回の改正で全体の収支状況がどうなるか教えてください。

○比嘉眞嗣工業技術センター所長 工業技術センターの使用料の徴収実績ですが、平成24年度は40万1000円ということで、今年度の平成25年度の徴収実績が、12月末現在の数値としては28万円で、3月末の決算見込みは41万円ほどということで報告を受けております。

○座喜味一幸委員 今回の増額によって幾ら変わりますか。

○比嘉眞嗣工業技術センター所長 今回の改正による歳入見込みということですが、改正がない場合の平成26年度歳入見込みは31万6000円、改正がある場合は48万6000円で、約17万円の増収を見込んでおります。内訳は、消費税増税により1万3000円の増収、受益者負担による料金の見直しによる15万7000円の増収が見込まれ、これらの合計が17万円弱です。

○座喜味一幸委員 受益者には、その増額によってある程度の納得といたしますか了解といたしますか、その辺はとれておりますか。

○比嘉眞嗣工業技術センター所長 この話がありまして、これまで利用されている機関—特に社団法人の日本溶接協会、株式会社沖縄TLO、科学技術振興センター、近くの拓南製鐵あたりにお話をさせていただき、4月1日から若干上がるという話をしました。特に、周りの施設と比べても、今までセンターのほうが高いという認識をお持ちでしたので、そうかという反応で、特に強い反対というのはありませんでした。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 消費税増税にかかわる金額は幾らになりますか。

○金城陽一ものづくり振興課長 施設については講堂部門と会議施設の4区分がありますが、講堂でいきますと150円程度です。

○玉城ノブ子委員 講堂でいくと150円。それ以外にも、総額で幾らになりますか。

○金城陽一ものづくり振興課長 今現在4つありますので、講堂を例に出して説明しますが、2620円が現行です。これが改定後は4030円になります。今回は、受益者負担の適正化をきちんとするということが大前提です。それにあわせて消費税の増税分を乗せるということで、2つの要素が入っております。今現在、先ほど比嘉工業技術センター長からもありましたが、うるみんを同種の規模で借りた場合に6850円です。ちなみにコンベンションセンターは約1万5000円で、引き上げても4030円ですので、また利用者も企業、団体が多くて、周りとのバランスからいっても大きな問題はないという認識をしております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第27号議案沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。
小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 続きまして、乙第27号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。議案書については、86ページとなっております。

本議案は、沖縄 I T 津梁パーク施設内に企業集積施設2号棟を整備することに伴い、その施設使用料の徴収根拠を定めるほか、平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、中核機能支援施設等の既存施設の施設使用料の額を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、平成26年4月1日から施行する予定であります。

ただし、企業集積施設2号棟の追加については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 消費税増税による引き上げと、新たに施設を設置して、その施設使用料にかかわるものについて、もう少し詳しく教えてください。

○慶田喜美男情報産業振興課長 今回の条例改正については、新たな施設の使用料が月額で560万2287円となっております。消費税改正に伴う部分が一基本的には消費税分だけの使用料の改定ということになっておりまして、基本的には消費税改正部分の3%の増額ということになっております。一例をとってみますと、代表的な中核機能支援施設の企業が使用する部分が、現行で1平米当たり1350円。それが改定後は1380円と、30円の値上げということになります。

○玉城ノブ子委員 全部消費税の増税分、アップ分ということでもいいのですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 消費税アップ分は、既存の施設については消費税のアップ分。新たに今建設中の施設については消費税を上げた形での算定になっています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 続きまして、乙第29号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の3ページをお開きください。議案書については89ページとなっております。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、技能検定試験手数料を改める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、平成26年4月1日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第29号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第113号外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3、平成26年第2回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が9件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情9件のうち、8件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、処理方針に変更のありました継続陳情1件について、御説明いたします。

修正のある箇所は下線により表示しております。

資料3の8ページをお開きください。

陳情平成24年第158号平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は9ページ目となりますので、そちらをお開きください。

中城湾港（新港地区）において、電力使用の見える化システムやスマートグリッド及び自然エネルギーなどの導入について、中城港新港地区協議会と連携し、具体的な事業計画を策定するための事業を平成26年度に実施する予定であることから、その旨、追記、修正しているものであります。

以上が、前議会から処理方針に変更のありました継続陳情でございます。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

資料3の15ページをお開きください。

陳情第24号労働法の改悪を許さず安定した雇用を求める陳情について、御説明いたします。

陳情者、沖縄県女性団体連絡協議会会長伊志嶺雅子。

陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

まず、1について御説明いたします。

解雇や雇い止めについて、国は、使用者及び労働者に対し、労働契約における権利・義務の法的根拠を示した労働契約法の趣旨及び内容を十分理解するよう求めているところであり、県としましても、法律の趣旨等の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、2と4については関連いたしますので、一括して御説明いたします。

政府の規制改革会議は、雇用分野について、労使双方の納得感とメリットを生む改革、国際比較から見て合理的な改革、働き手が多様な雇用形態を選択でき、雇用形態による不合理な取り扱いを受けない規制改革を推進することとしており、現在、関係省庁の有識者懇談会や審議会等において議論が行われており、県としては、議論の行方を注視してまいりたいと考えております。

次に、3について御説明いたします。

労働者派遣法については、わかりやすい制度にするために専門26業種の撤廃や派遣社員のキャリア形成のために派遣先への受入期間の制限を業務単位から人単位へ変更するなどを主とした改正法案が、今国会に提出されております。

県としては、国会の審議を注視してまいりたいと考えております。

最後に、5について御説明いたします。

厚生労働省では、昨年9月、全国で若者の使い捨てが疑われる5111事業所に対し重点監督を実施し、そのうち4189事業所に何らかの労働基準関係法令違反があり、是正勧告等の指導を行ったとのことであり、県としても、沖縄労働局と連携して労働関係法令の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情158号。中城湾港の新港地区で、数年前から電気料金はどうかにならないかという話があったのですが、処理方針に書いているように電力料金低減化等可能性調査事業の成果を踏まえとあるのですが、今後の具体的な事業計画について説明してください。

○金良実産業政策課長 委員からの御指摘にありましたように、平成24年度に電力料金低減化等可能性調査を実施しておりまして、その中でスマートグリッド化ですとか省エネ診断等をやることによって、それなりの電気料金の低減の可能性があるのでないかというものが見えてきておりますので、今後その成果を受けて、地元の協議会とも連携して、当然電気事業者とも協力して、今後具体的にシステムを構築するためにはどういった組織をつくるとか、どういった事業を具体的に導入する必要があるかというのは、平成26年度で調査・検討します。

そして平成27年度には、具体的な施設も整備して、実際に稼働できるような形にしていこうという考えで進めております。

○玉城満委員 ということは、平成27年度から対応していくという一平成26年度でどういう事業をするかはっきりさせて、平成27年度では実際に動きだすという、そういう理解でいいですか。

○金良実産業政策課長 平成26年度にどのようなシステムが最もふさわしいのかどうかをしっかりと検討して、平成27年度からは、それに基づいて実施できるような形に予算組みをやっていこうと考えております。ただし、実際平成27年度に予算措置ができるかどうかについては、平成26年度の調査・成果いかんにかかっておりますので、きちんと対応できるような形で、中身をしっかりと調査にもっていきたいと思っております。

○小嶺淳商工労働部長 平成26年度調査をして一例えば、地域の企業で組合をつくってもらって、大きな自家発電だとか、そういう方法論も含めて検討して、ぜひ平成27年度には、別の選択肢もできる状態に考えていきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 同じく陳情第158号ですが、平成26年度から自然エネルギーの導入についてとありますが、この件は、平成26年度から考えている32億円かけてのEV生産拠点の事業のことも含めて言っているのですか。

○小嶺淳商工労働部長 それは別で、例えば、自家発電で一沖縄電力以外からの電力供給の選択肢も含めて検討したいということです。

○崎山嗣幸委員 この国際物流拠点産業集積地域は一皆さんが当初言ったEV生産拠点の話は、ここはそういった拠点にするという構想ではなくて、企業誘致という目的でその企業を選定したということですか。

陳情に出ているような、ここの中城湾港内のスマートグリッド化及び自然エネルギーを活用するということを言っていることとこれまで皆さんが言っていることとの整合性なのですが、そういった拠点を考えての企業誘致を考えているのか。あるいはそうではなくて、いろいろな企業の中で今回、平成24年度に32億円かけての企業誘致はそこが選定されたということなのか聞きたい。

○小嶺淳商工労働部長 別の話です。今お話ししたのは、あくまで電気料金の低減化のために一例えば、大きな自家発電とか太陽光を使った、そういうことをやりたい。それともう一つは、EV関係の企業がくる可能性があるという企業誘致。あともう一つ要素があるのは、地場の企業のものづくりの技術的な支援をやっている中で、例えば、EV車をつくるとか、人材育成も含めた支援をやっているということです。

○崎山嗣幸委員 県がスマートエネルギーアイランド基盤構築事業の展開をして、ここも含めて拠点化するという構想なのかということをごだわって聞いているのです。なぜかといえば、前回、EVバスを3年間で12台の予定が3台しかつくれなくて、それに3億円費やしたということで、閉めてしまった。3億円ではあるのですが、そういった思いつき一やってみただけど採算性がとれないということで、先ほどから言っているように、この拠点の構想は電気料金の低減も図るし、CO₂の低減も図るといった低炭素島嶼社会を実現しようという知事の政策もあるので、この地域の拠点はそういうふうにするということかなと思ったのですが、国際物流拠点産業集積地域で32億円かけてEVの生産拠点にするということは、この自動車メーカーがくるという考えであって、そこを

別物の考えだとおっしゃるので、そこはそうなのかと。

それから、皆さんが当初考えている企業というのは確定しているのですか。予算化はしているのだけれども、実現性はあるのですか。

○小嶺淳商工労働部長 企業としては決定しております。ただ、賃貸工場というのはそれなりの公平な審査をしなければいけないので、県としてはそういう決定はこれからです。

○崎山嗣幸委員 これからという意味では、この企業が入らない可能性もあるのですか。

○小嶺淳商工労働部長 可能性はゼロとは言いませんが……。それなりの企業が公にしておりますので、当然立地をすると考えております。

○崎山嗣幸委員 これだけの整備—工場設置をして、万が一の場合は大変なリスクを負うことになります。これはそういったことを考えてのことですか。

○小嶺淳商工労働部長 賃貸工場は今度大きいものをつくりまして、万が一来ない場合にも、区切って使うだとかそういう方法はありますので、そんなにリスクが高いとは考えておりません。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、やってみただけ採算がとれなかったということでやめたとなると—これだけの事業計画が思いつきの可能性もあるので、ここはしっかり計画を持ってやっていくという決意は示していただけますか。

○小嶺淳商工労働部長 賃貸工場でも何でもそうなのですが、事業計画をつくっていただいて、審査をして永続的にできるという判断した上で入居していただくというふうにこれまでもやっていますし、今後もそうやっていきたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 次に、陳情第24号の労働法の改悪なのですが、2番目で、限定社員の話があり、規制改革会議云々とあって議論の行方を注視していきたいとのことですが、国が進めている限定社員の関係でいろいろな問題点があると思います。報道によると、限定社員制度導入が企業において人気がない—106社対象の調査でも予定は3社しかないということで、これは限定社員制度その

ものに問題があると思っっているのですが、これはどのような考えですか。

○小嶺淳商工労働部長 国のほうで議論しておりますが、限定社員の形態というのは、実はそのジョブ型正社員一平成23年に厚生労働省が正社員300人以上の企業を対象に調査をしたら、既に51.9%がそういう形態にあるらしいです。それをきちんと法制化するという方向ではないかと理解しております。

○崎山嗣幸委員 県としては、県内における限定社員の活用の仕方だとか、問題点だとかを分析して、仮に正社員化につながるという制度なのかどうか、考えはいかがですか。県内においてどう考えているかということです。

○小嶺淳商工労働部長 県内といいますか、日本の競争力だとか、労働力の流動化だとか、あわせてセーフティーネットだとか、いろんな要素を国のほうで検討しているのかと理解をしております。

○崎山嗣幸委員 平成23年調査で51.9%がそういう形態であるということですが、今日の新聞の報道で、調査をしたら3社しかなかったとのことで、企業の意向と政府の進めることには乖離があると。実際には企業は余りメリットがないと考えているのだけれども、調査と実際とは乖離があるのではないですか。

○小嶺淳商工労働部長 国のほうでも議論している最中で、我々も十分な情報はないのですが、今後そういうことも含めて、どういうことが現象として起こるのか勉強していきたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 この限定社員の関係は、正社員化に向かった問題点と、限られた要件の中で限定社員にされているので一働く不利益になるという事例はどういったものが考えられますか。

○小嶺淳商工労働部長 議論の最中ですので、最終的にどうなるかがわからないのですが、例えば、一般に言われているのは、沖縄だけで移動しないだとか、処遇でも、制度上同一の労働だと同一の賃金となっていますから、そうではなくていろいろな働き方だとか、今の正社員とは違うけれども、有期ではなく無期であるという形態なのかなと。いろいろなバリエーションがあるのではないかと思います。

○**崎山嗣幸委員** 地域を限定しての限定社員で、問題点が多いところもあると思いますが、県としては、今のところは政府が進めている議論の行方を見守りながら判断していくという考えですか。

○**小嶺淳商工労働部長** 沖縄県だけではなく日本全体の経済政策、労働政策の議論をしているわけですから、県としてどうかというのはシステムとしてなかなか難しいのかなど。そういう意味では、国政の場で議論をしていただくということだと思っております。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしても、県内でも非正規雇用が40.4%とふえているということで、正規雇用に向かっていくということが極めて大事なことなので、ここに向かうのではなくて……。限定社員化にいくときに問題点が起こってくると思います。いずれにしても、県内でこれ以上の非正規雇用の拡大を防ぐという意味では、正社員化の施策をぜひ進めてもらいたいと要望します。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○**翁長政俊委員** 陳情第158号ですが、現行の家庭用電力と工業用電力の本土電力会社一金額の平均値を出してもらえますか。

○**小嶺淳商工労働部長** 東北の震災以降、相対的に他の県が高くなっておりまして、カテゴリーが幾つかあるのですが、例えば、一般の家庭用だと全国で8位の安さとなっており、沖縄県よりも高いところが2カ所あります。業務用でも、あるカテゴリーについては6位。沖縄県よりも高いところが4カ所ある状況になっています。

○**翁長政俊委員** 震災前はどうだったのですか。

○**小嶺淳商工労働部長** ほぼ最下位です。

○**翁長政俊委員** 金額でどれくらいか出せますか。

○**金良実産業政策課長** 今現在、家庭用が1キロワット当たり26円84銭です。業務用の高圧電力が20円6銭です。家庭用で言いますと、一番安いところと4

円30銭くらいの差があります。業務用ですと、一番安いところと4円弱の差です。

○翁長政俊委員 震災の場合は特殊な事情でこういうことになっていますが、震災前の状況はどうだったのですか。家庭用で4円30銭とか、工業用で4円弱とかというものが出ましたけれども。

○小嶺淳商工労働部長 正確な数字を持っていないのですが、沖縄電力では横ばいで、他の9電力がふえている状況です。

○翁長政俊委員 私が聞いているのはそうではありません。震災後は特殊な事情があるのでわかりますが、ただ震災前は旧電力と沖縄電力との差は平均値でどうなのですかと聞いているのです。震災は負荷がかかっているので当然高くなるはずですよ。

○小嶺淳商工労働部長 一番高かったのは間違いないのですが、どのくらいの格差があったのかは、申しわけございませんが、今手元に数字がありません。

○翁長政俊委員 今皆さん方が進めようとしている一中城湾港での可能性調査をしたということで、工業用電力、事業用電力を安くするための事業計画を策定していますが、具体的に何をどうしようと考えているのですか。

○古堅勝也産業政策課副参事 具体的にどういうことをやるかですが、例えば、同地域内での自家発電による電力ですとか、一括充電しておいて、それを沖縄電力から需給契約のもとで安く配電できないか、特定供給という形で電気料金を引き下げられないかなど、いろいろ検討している状況です。

○翁長政俊委員 これは具体的に一沖縄電力との話し合いは進んでいるのですか。

○小嶺淳商工労働部長 電力とは別の話です。

○翁長政俊委員 自家発電をすることになると、それだけのものを設備して—これが公であるかどうかわかりませんが、県がこの設備をつくって、ここから発電するものをエリアの地域に配電するということになるでしょう。そういう

システムを県が具体的にどう考えているのかというのが1つと、もう一つは、先ほど出ましたが、沖縄電力から集中的にこのエリアに電力を供給させて、これを大口需要という形で低減をさせて、そして企業に安く出そうという、この両方を考えているようなことを言っているものですから、沖縄電力との話し合いは具体的に進んでいるのですかと。

○古堅勝也産業政策課副参事 いろいろな電力の配給の仕方を、次年度の事業の中で検討していきたいという考えです。どういった形でプレーヤーといいますか、どういう事業体、組合をつくる中で、B/C—一番いい事業化というめどが立つのかという部分を今回検討したいと考えております。

○翁長政俊委員 沖縄電力から供給させるのと自家発電をするのとでは、基礎的な初期投資が全然違います。沖縄電力から供給させて、電力を集中して一皆さんが大口で買うということになると、ためておくための施設も、沖縄電力の補助が入ってくる形になるだろうと思います。自家発電ということになれば、基礎的な初期投資から全部県がやらないといけないという話になるはずですが。問題なのは、これがどれだけの発電量になるのか。エリアといっても、新港地区というとITパークのある一帯のことを言っているのですか、それとも中城湾港全体のことを言っているのですか。

○古堅勝也産業政策課副参事 基本的には、国際物流拠点産業集積地域一帯です。

○翁長政俊委員 中城湾港の他の地域の中に張りついている他の企業はどうするのですか。

○古堅勝也産業政策課副参事 今、出島のほうのほとんど一帯を検討しています。

○翁長政俊委員 地図で具体的に示してもらえますか。既に張りついている企業もたくさんあるので、ここをはっきりとどうするかという問題です。

○小嶺淳商工労働部長 これが中城湾港全体です。そして、ここから上が国際物流特区、ここから下が一般の工業団地です。今言った全体というのは、まず前提なしに、いろんな方法論—自家発電か、電力からもらうか、あるいはエリ

アも含めて、平成26年度で調査をするという趣旨です。

○翁長政俊委員 中城湾港全体を対象とした調査をするのか、特自貿一特別自由貿易地域を含めるこの一帯を、企業誘致のインセンティブとしてやろうと考えているのか、そこを明確にしてください。

○小嶺淳商工労働部長 採算性といいますか、どのくらいコストが必要で、どのくらいのメリットがあるかということ平成26年度に調査するわけです。その中で、例えば、全体に供給できるようなものが果たしてつくれるのか、あるいは一番最小の話をする、例えば、特定の集積した企業が何社かで自家発電をするなどいろいろなバリエーションがあり、そのどれが実現できるかということ平成26年度で検討していくということです。

○翁長政俊委員 県が考えている産業誘致、産業育成という観点からの視点が随分おかしいのです。なぜかという、これまで私もそうでしたが、沖縄県の企業誘致、さらには地場産業を育成していくためには、沖縄は他府県に比べると、産業の分母としてかなり高い比重の電力が生産するためにかかるものですから、せめて9電力の平均並みまでに持ってきてくださいということをさんざん陳情し、やってきました。ただ、沖縄電力という発電をする企業があって、そこが国の許可を得てやる認可事業ですから、向こうとの話し合いで決まった電力以外のものはできませんというものがこれまでの答弁だったわけです。これを全く覆して、新しく自家発電を入れてでもいいので、沖縄の産業を興すために皆さんがこれにチャレンジをするとなると……。今までの電気事業の供給が、ある意味では沖縄の産業の阻害要因になっていたと私は理解します。だから、皆さん方はこれから電気料金を下げるための努力を今後やろうということなのです。ですから、このエリアに特定したことを先行的にやるということは、百歩譲って理解をします。ただ、沖縄県全体の産業の育成という意味では、電力は産業の歯と言われていきますから、全ての産業をつくり、特に重工業をつくるという話になると、電力というのは大きな生産資源の要因になるのです。だから、ここの部分に問題があるとするならば、ここをきちんと県としてどういう対応をしていくかということが産業振興の大きな柱にならなければならない。ここの柱の理念をしっかりと示してもらわないと、このエリアだけでEVのスマートグリッド化をちょこちょこやりますという話になると、それでは他の地域にある産業はどうするのかということになり、そこは自分たちでやってくださいという話になるわけです。ここの部分の理念は、部長はどう思っておられ

るのですか。

○小嶺淳商工労働部長 我々が企業誘致をしても、製造業の一特に大規模なところは、電気料金が阻害要因というのは間違いなくあります。ただ、いろいろな料金制度というのがあって、一朝一夕に効果の出るようなことができていないのが現実です。それでも何もしないわけにはいきませんので、その方法論—どういうやり方があるのか、試行錯誤を含めて、とりあえず取りかかろうということ。全体の話をしてしまうと、税制の話になりますが、産業用だけではなくて一般の住宅の電気も含めて、今一時的に、相対的に沖縄より高いところがあるわけですが、そういう問題があって、例の特措法—沖縄振興特例措置法でいろいろな税制があり、固定資産税の課税標準化の特例ですとか、石油、石炭、それから天然ガスの免税ですとか—ただ、この税制の効果も実は、標準家庭の一月当たりの電気料金の100円程度の値下げにとどまるわけです。そういう意味では、今後も産業集積の一つのマイナスの要因として電気料金があると認識をしております。

○翁長政俊委員 この電気料金の問題で部長からいろいろ説明がありますが、こういう税制的な優遇措置をやっていれば、当然料金にはね返ってきてもおかしくないのです。ですから、この具体的な中身も含めて、沖縄の電力需要が、税制面の優遇も含めて、どういう形で租税効果としてあらわれてきているのかということをしっかり見せてください。そうじゃないと、企業のみによ優遇措置となると話になりませんので、これが産業や県民の生活に資するというのが最終的な目的のはずです。そういう形で物事をつないでいかないといけません。今回どういう形でやろうとしているのか、もう少し具体的な中身が出てきた段階で議論をしますが、いずれにしろやるのであれば、せめて特自貿程度ではなくて中城湾港全体を工業、産業用地として位置づけているのであれば、このエリア内は全てやるくらいの迫力がないといけません。既に今張りついている企業については、独自で頑張ってくださいでは話になりませんので、公平性がとれる形のものにしてもらおう。私が知っている企業においては、電気料金が高いので夜間操業一本でやっています。昼間の電力が高いので、夜間のみで操業しないと本土の産業と太刀打ちできないのです。そういう内部努力をしている企業も現実にあるわけです。こういうことも考えると、電力の低減化という問題は、いかに沖縄の産業をつくり、いかに家庭に低価の電気料金で供給するかという、ある意味では公益的な事業ですから、そういうところまで追及していけるような県の基本的な電力政策をしっかり持って、今後電力も含めて、さ

らには自家発電を含めたスマートグリッド化や自然エネルギーを使ってやるということであれば、この基本計画をつくって、具体的にどういう中身でどういうことをするのかまで掘り下げてやっていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第104号の2について、何も進展がないとのことですが、最後のほうに、効果的な実施体制のあり方も含めて検討していきたいということと……。年度末ですが、何らかの検討はありますか。

○金城陽一ものづくり振興課長 ものづくりにとって基盤的な技術、サポートインダストリーの振興は非常に大事であり、その観点から、平成24年度に特別自由貿易地域—特自貿の中に素形材サポーターインダストリー振興ゾーンというゾーニングをしまして、特に金型センターを中心に、ものづくりの基盤となる企業をまず集めようということをやっています。もちろん県全体として製造業振興は大きな課題ではありますが、まずせつかくの制度で得た特自貿の中で県外企業とコラボをすることによって、沖縄で素形材サポーターインダストリーを育てていこうということから始めて、今後各地域の製造業振興をどう展開していくかということについては、さまざまな事業を通じてどういうことができるのかということを進めていきたいと考えています。ちなみに、昨年度は宮古、八重山の工業高校の子どもたち、教員も含めて一宮古では毎年約100名程度出てまいりますので、そういった子どもたちと教員に、まず沖縄の素形材のメッカであります金型センターを中心とするサポーターインダストリーゾーンを視察してもらうということから始めています。

○砂川利勝委員 この要請というのは、宮古島市に産業技術育成センターを設置してくれということですね。その検討はどうなっていますか。

○金城陽一ものづくり振興課長 まず、施設ありきというより、沖縄県全体にとっても、サポーターインダストリーというのは平成22年度に設置した長屋型賃貸工場を中心に始めたところですので、まだまだ基盤が弱いということで、今後どう展開していくかについては、進捗状況を勘案しながら適切に対応していきたいと考えています。

○砂川利勝委員 宮古島市は、エコということでいろいろな取り組みをされているところなのですが、沖縄の中でもエコに関しては先進地ですので、そういう要求、要望は同じ沖縄の中で、先島でもそういうものやっっていく必要性があると思います。先島は先島というエリアで考えていただければ、それなりのことができるのではないかと思いますので、検討していく中で、しっかりとスケジュールを考えて建設してほしいと要望します。それから、同じ石垣島もエコに関して一海の波力でしたか潮力でしたか、これについて国のほうが実験されていると思うのですが、今、沖縄県はどういうことをしているのですか。

○金良実産業政策課長 海洋関係のエネルギーについては、久米島のほうで海洋温度差発電の実証実験をしているところなのですが、それ以外にも、潮力、波力等についても可能性があるのではないかとということで、県内候補地の中から石垣島の2カ所が有望だろうということで、国のほうに提案、申請をしているところです。

○砂川利勝委員 たしか新潟と岩手、沖縄の3カ所だと聞いています。その中で、他の県は結構動いているという話が少し耳に入ったのですが、今、沖縄県は国に対してどのようなことをしているのですか。

○金良実産業政策課長 我々のほうも国の所管官庁に行きまして、単に申請するだけではなくて、沖縄の優位性等についてしっかりPRさせていただいております。

○砂川利勝委員 これはいつやったのですか。

○古堅勝也産業政策課副参事 国のほうに内閣官房の海洋政策本部というところがありまして、そこで先月、実証フィールドの応募があり、沖縄県からも石垣島の浦底と伊野田というところで波力を測定しまして、その波力による実証フィールドに提案しています。今後、石垣市とも連携して一ある程度、連絡会議等を検討していきまして、国に応募したものについては、年度が明けてから現地調査等、また、夏場にどういう形で決定するかという採択の通知が来る予定になっています。

○砂川利勝委員 一担当も大事ですが、やはり部長や副知事が積極的にとりに行ってほしいと思います。同じ先島の中では、宮古はガス田を掘っているとか、

相当進んでいる中で、八重山においては何もそういうものがないと前も言ったのですが、しっかりとそのあたりは動かないといけないと思いますので、その決意を聞かせてください。

○小嶺淳商工労働部長 手を挙げた以上は合格するように、しかるべき人間も行って、国にはお願いをしていきたいと思っております。

○砂川利勝委員 よろしくお願ひします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 陳情第24号について、労働法制の規制緩和をやろうとして、国会でも審議をされているところですが、労働者派遣は臨時的、一時的な業務に限定する、正社員がやっている業務を派遣労働に置きかえない常用代替防止というのが今は原則です。これが撤廃されるということになると、具体的にはどういう状況になっていくのでしょうか。

○又吉稔雇用政策課長 これまで26の専門業種は無期限で仕事ができたといいことで、それ以外は、その仕事について3年を限度としてしかできなかったということなのですが、今回の改正では、全ての業務について人単位で3年、さらにその業務が必要であれば、人を変えてまた新たに3年できるということになっています。そして、人を変える際には、使用者は派遣先の労働組合等の意見を聞いて、派遣継続等の判断をするということになっております。

○玉城ノブ子委員 具体的に今までは派遣社員のやる業務が限定されていたけれども、それが拡大されるということになるのですか。

○小嶺淳商工労働部長 おっしゃるように、以前はプロジェクト単位で限定されていましたが、今後は平たく言うと3年で人を変えればできるということになります。また一方で、今回セーフティーネットではないのですが、3年が過ぎたら派遣先に雇い入れてくださいと要請をしたり、派遣元の企業の正社員化の義務づけなど、そういう意味では多少労働力の流動化というか、融通がきくようにする反面、今お話ししたようなセーフティーネットといえますか、その両方に目配りをして、今回の改正が出てきていると理解しております。

○玉城ノブ子委員 私たちが懸念するのは、これで派遣労働者がどんどんふえていくことになるのではないかとということです。沖縄の場合、今も非正規労働者が他府県に比べて非常に多い状況になっていますが、それだけ働く人たちの待遇が非常に悪い、賃金水準も非常に低いということがあるわけです。この労働法制の規制緩和が進められると、正社員が減らされて全部派遣労働に置きかえられていくことになるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○小嶺淳商工労働部長 非正規はもちろん高いのですが、派遣だけに限りません。実は沖縄県はそんなに高くありません。派遣はおいておいて、その非正規の問題というのは確かに大きな問題です。そういう意味では、産業構造の問題が1つありますが、とはいえサービス業の中でもより高度化—正規がふえるような仕組みとか、あるいは、仮にやむを得ず非正規というものがあるとするれば、その所得格差が極力ないような方向にいくように、県としてもやっていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 さらにその上、この派遣労働の規制緩和が行われることになると、派遣労働がどんどんふえていくのではないですか。今まで正規でできていた業務が派遣労働者に置きかえられていくとなったときに、これをやりやすくしようというのが今の規制緩和になっているわけです。しかも、期限も撤廃して、無期限に派遣労働が使えるような仕組みに変えていこうとしているのではないですか。そうなったときに、派遣労働がどんどんふえていくことになっていくのではないですか。

○小嶺淳商工労働部長 今回無期限ということではなくて、3年という歯どめはありますし、労働組合の意見を聞くとか、あるいは派遣先に正社員として雇ってくれと申し入れをするとか、それができない場合は、派遣元、派遣会社の正社員化を促進するといった歯どめもあわせて、国のほうとしては設計をしていると考えております。

○玉城ノブ子委員 今の規制緩和そのものの進められている議論は、今の状況でいくと派遣労働がふえるような仕組みになっていくのではないかとということ私たちが大変心配しています。そういう意味での規制緩和であってはいけないのではないかと。正社員をふやしていくということが本来働く人たちの労働環境であり、むしろ今話が出ていましたが、非正規を正規雇用にどうふやして

いくかということが今重要な状況にあるのではないかと思います。そういう意味からすると、この労働法制の規制緩和というのは、働く人たちの雇用環境をますます悪化させていくことになるのではないかと思います。そういう意味で、今回の労働法制の規制緩和には問題があると指摘をしておきます。

それから、5番目のブラック企業について、沖縄の実態調査はされていますか。

○伊集直哉労政能力開発課長 沖縄労働局では、全国と同じように、9月に監督指導について実施しています。

○玉城ノブ子委員 具体的に、その調査の内容はどうだったのですか。

○伊集直哉労政能力開発課長 全国と同様に、沖縄労働局や基準監督署にある総合労団相談コーナー、それから新卒応援ハローワークといったところで相談を受け付けて、労働基準法違反が疑われる企業等について、監督指導を実施したということになっております。

○玉城ノブ子委員 何事業所を実態調査して、何事業所でそういう問題が出てきましたか。

○伊集直哉労政能力開発課長 結果については、九州、沖縄管内ということで公表されておまして、全体で697事業所、そのうち592事業所に関して何らかの法令違反が認められたということになっております。

○玉城ノブ子委員 そのブラック企業に対する是正勧告、やはりこういう指導が必要だと思います。これをそのまま放置しておくことはできません。そういう意味では、これについて定期的な調査をして、指導勧告をやっていかないと、そこで働く人たちの労働環境が非常に悪化していくと考えられますので、皆さん方の実態調査、さらにその上に立っての勧告指導をしっかりとやっていくことが必要だと思うのですが、いかがですか。

○小嶺淳商工労働部長 労働局も毎年定期的にやるということになっていきますので、我々も連携してこういう企業が少なくなるように頑張りたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。どうぞ御退席ください。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第23号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 それでは、平成26年第2回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書の81ページをお開きください。

乙第23号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例を御説明いたします。

本議案は、消費税法等の一部が改正されたことに伴い、現行税率から引き上げ後の税率に改正するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 中央卸売市場は農連から移転して、築30年近くなりますか。ある意味では老朽化もあるという話で、今回は消費税の改正によっているとい

うのですが、卸売市場と仲卸市場、あるいはまた小売会社があるわけですね。これはうまくいっていますか。年間どのぐらい売り上げていますか。

○**桃原弘中央卸売市場長** 30年間徐々に取扱量はふえてきて、平成9年か10年、11年、12年あたりがピークだったのですが、その後青果部について減少しております。ちなみに、現在の一番新しい数字を申し上げますと、暦年の平成25年の沖縄県中央卸売市場における取り扱い実績についてですが、青果部について取り扱い数量は6万2345トンで、対前年比97%です。金額が131億1810万5000円で、前年比で99%。花卉部については取り扱い金額が30億393万9000円で、前年比101%という状況です。

○**新垣哲司委員** 流れとして、やはり景気に非常に左右されると思うのです。そういう意味で、景気が悪いときもなのですが、景気がよくなったときには、特に花とかは上昇になると思うのです。この3年ぐらいの状況はどうですか。

○**桃原弘中央卸売市場長** 年度で青果部と花卉部を別々に申し上げます。青果部を平成22年度から24年度まで申し上げますと、金額で平成22年度の取り扱い金額が134億6110万3200円、平成23年度が133億9318万1000円、平成24年度が129億865万8000円で、平成24年度が若干下がったという状況です。花卉部について申し上げますと、平成22年度が30億2455万6000円、平成23年度が29億9378万9000円、平成24年度が29億3402万1000円という状況になっております。

○**新垣哲司委員** 大体二、三年の推移は余り変動がないということですね。

○**桃原弘中央卸売市場長** 特に、花卉部については近年結構下がってきたのですが、ここ数年落ちついてきたという状況です。

○**新垣哲司委員** 消費税の改正によって、卸売市場内で特に問題がありますか。

○**桃原弘中央卸売市場長** 青果部については、生活必需品ということですので、それほど影響はないと見ていますが、花については嗜好品ということですので、少し影響が出るかもしれないということを少し懸念しております。

○**新垣哲司委員** その推移を見守って、これからもしっかりと頑張ってください。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 これは消費税の値上げに対しての改正なのですが、農産物については市場内での調査は一消費税の取り扱いについてはどうなっているのですか。しっかりみんなオンさせていくということになるのか、外税できちんとやるという方式なのか、内税でやるという方式なのか、それはそれぞれあるだろうけれども、しっかり消費税のアップ分については消費者に転嫁していくという方向で進んでいますか。その辺の調査はされていますか。

○桃原弘中央卸売市場長 卸売市場は法律、条例に基づいて取引されるのですが、その取引については消費税抜きで取引されます。そして、取引が決まった後に消費税を加えて出荷者に仕切り金を送付したり、または、買い受け人である仲卸、買参人から代金を納入していただくという形になっています。

○翁長政俊委員 問題なのは仲卸、さらには小売りのところで消費者との関係がどうなのかというのが私どもが一番気になっているところで、消費税が8%になる。そのときに、そういった生鮮食料品や花卉等を扱っている皆さん方がしっかり消費者に対して税金をオンして取っていくという形にならないと、なかなか商売が大変厳しい状況になるのではないかという心配をしているのですが、業界によってはややもするとのんでしまって、転嫁しないという方々も5%のときにはこういったのがかなりあると認識しているのですが、報道で聞く範囲では、割と8%の段階ではみんな消費者に転嫁していこうという動きになっているようですが、どうですか。卸売市場を含めて、こういった農産物の流通の実態というのは把握されていますか。

○桃原弘中央卸売市場長 きちんと把握しているかということに対してはお答えしにくいですが、しっかり消費税を転嫁していただくようにということで、公正取引委員会なり農林水産省なりに来ていただいて、しっかり転嫁していただくようにということで説明会も持っております。また、全国の仲卸の組合があるのですが、その九州支部のほうで、公正取引委員会でカルテル—一部認められるものがあるのですが、その取引については税抜きでやりましょうというカルテルを結んでいるということ、沖縄の青果の仲卸については聞いております。

○翁長政俊委員 税抜きにしてどうなるのですか。

○桃原弘中央卸売市場長 取引は税抜きでやって、消費税を上乗せして一失礼しました。価格の決定については税抜きでやって、消費税を加えて売買取引をするということです。

○翁長政俊委員 いわゆる外税方式ですね。最終的な取引をする段階では消費税をオンしていくと。そして支払いをきちんと、決済をしていくというシステムに変えるということですね。

○桃原弘中央卸売市場長 そういうことで、きちんとできるかというのをお互い一個別の取引になるのですが、そういったカルテルを結んでいるということで、強く対応できるということがあろうかと思っています。

○翁長政俊委員 これを農家の皆さん方が持ち込んできたときに、値段のつけ方の問題ですが、値段をつける段階で外税、内税にするという取り決めをしてやるということですが、これまでの商取引上の価格と一対消費者向けに生産者の手取りが低くなるということはないですか。一番心配されるのはそこです。

○桃原弘中央卸売市場長 卸売市場内での取引については、需要と供給のバランスということで決まってくるので、消費税が一当然生産者についてはコストがアップしてきますので、競りですと競り落とされるかどうかというのがポイントになるかもしれません。

○翁長政俊委員 ここをしっかりと皆さん方が監視して、生産者にしわ寄せがいかないということを、どのような形で検証していくのですか。これは難しいですか。

○山城毅農林水産部長 青果物の競りにかけるときに、その時々需要と供給のバランスの中で競り落としするものですから、時期、年度によって一同じ時期でも年度によって、また気象の変動によつての豊凶によつても価格というのは全然違ってきますので、そういう意味からすると、どのように捉えるかというのは分析が非常に難しいという感じはいたします。そこをどのように捉えて整理していくかだと思つてのですが。

○翁長政俊委員 生産者を保護するという立場からしてみると、農林水産部がやらないといけないことは、生産者にしわ寄せがいかないような形での取引のあり方というものをもう少し丁寧に監視し、さらには市場原理はわかりますが、需要が冷え込んだら一消費税増税によって需要が冷え込んで取引価格が落ちていくということになると、市場原理だからしょうがないという話になるだろうけれども、いずれにしろ、そこの部分はよく注視して、生産者を保護できるような、消費税増税によって不利益をこうむらないような形というのはよくよく注意して見てやってください。

○山城毅農林水産部長 委員のおっしゃるとおりで、市場の動向を見ながらしっかり捉えて、その辺を注視しながら、これからの取引について、競りの状況について見ていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 続きまして、議案書の84ページをお開きください。

乙第25号議案沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例を御説明します。

本議案は、沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金に属する現金の一部を国庫に返納するため、基金を処分する場合の特例を設ける必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

概要としては、国が平成25年7月に復興関連予算の用途を厳格化し、残余額の返還を要請したことから、これを受けて返還の手続を進めておりますが、現行の条例では、国庫に返還するための基金を取り崩すことができないことから、処分の特例を設ける必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 国庫に返還するための基金が取り崩しできないということですが、想定がなかったということなのか、それとも、それはしてはいけないといえますか、そういった特例を設けなければならないという事情がこの間あったのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 基金については、条例に基づいて処分も含めて基金の造成もするという事になっておりまして、今年度の5月でしたか6月でしたか、国の要領自体では返還の条項が加わっております。沖縄県においては条例に基づいて処分をするということになっておりますので、国の要領では手続をとれるのですが、県の条例を変えないと返還ができないということで、そういう条例の変更になっております。

○崎山嗣幸委員 今回、国庫に返還するための取り崩しが特に問題だということではなくて、条例上できなかったから特例を設けるという意味で理解しているのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 もう少し細かくお話ししますと、条例の中で、他府県の場合ですと最終的な処分は知事が定めることができるという表現になっているものに対して、沖縄県の場合は、これは県内統一ですが、必要な事項は規則に定めることができるということになっております。それがいわゆる条例ということになっておりますので、沖縄県の場合は条例を改正すると。他府県の一部の県においては知事の決裁で処分ができるということになっております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成24年第123号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 ただいまから、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続17件、新規1件でございます。

それでは、以上の陳情18件について、御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページから18ページまでの継続案件平成24年陳情第123号から平成25年陳情第47号につきましては、修正はありません。

19ページ目をお開きください。

継続案件の平成25年陳情第50号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

20ページ目をお開きください。

13行目、「発注しております。」を「平成26年3月初旬に完了したところがあります。」に、また、同ページの16行目、「新た」を「平成25年8月」に、同ページの17行目、「消波ブロック設置等、対策工法の総合的検討を行っているところがあります。」を「消波ブロック設置、泊地拡張等対策工法の総合的検討を行ったところがあります。現在、平成27年度事業着手に向けた概算要求の準備を進めているところがあります。」と時点修正しております。

24ページ目をお開きください。

継続案件の陳情第51号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を

行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

28ページ目をお開きください。

5行目に、「その後、12月25日に東京で第2回日台漁業委員会、平成26年1月21日から24日に台北で第3回日台漁業者間会合及び日台漁業委員会を開催し、協議を継続した結果、操業ルールを基本合意したところであります。具体的には、八重山北方三角水域及び久米島西方特別協力水域において、日本側の操業方法が適用される一部水域が設定されており、今年のクロマグロ漁期に間に合わせて、操業できる一定の範囲を確保できたところであります。さらに、同年3月10日に蘇澳で第4回日台漁業者間会合を開催し、同年1月24日の操業ルールに基づく5日前通報の実施方法の確認と、双方がさらなる円滑な操業を確保するための取り組みについて、漁業者間で話し合いを行っております。具体的には、八重山北方三角水域のうち、日本側の操業ルールが適用される一部水域において、日本側は昼間、台湾側は夜間にそれぞれ各1回操業する試験的な取り組みに合意したところであります。また、今年のクロマグロ漁期の終了する7月以降に、次年度の操業ルールについて、さらに協議を行うこととしております。なお、県では、日台漁業取り決めによる本県水産業への影響を最小限に抑えるための総合的な対策を行うよう、国に対して強く求めてきたところであります。」

29ページ目をお開きください。

「その結果、国においては、同取り決めによる影響緩和を図るとともに、本県水産業の競争力強化及び漁業経営の安定化を図ることを目的として、100億円の沖縄漁業基金の設置を決定し、県内の漁業団体に造成したところであります。同基金では、①漁具被害復旧支援や外国漁船操業等調査・監視などを行う、台湾漁船等対策、②県産水産物の流通促進や漁業共済掛金助成などを行う、漁業経営安定対策、③海岸清掃などを行う、漁業環境整備などが予定されております。」と時点修正しております。

30ページ目をお開きください。

継続案件の陳情平成25年第68号につきましては、修正はありません。

32ページ目をお開きください。

継続案件の陳情第104号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

34ページ目をお開きください。

12行目に、「これらを踏まえ、県では、日台漁業取り決めによる本県水産業への影響を最小限に抑えるための総合的な対策を行うよう、国に対して強く

求めてきたところであります。その結果、国においては、同取り決めによる影響緩和を図るとともに、本県水産業の競争力強化及び漁業経営の安定化を図ることを目的として、100億円の沖縄漁業基金の設置を決定し、県内の漁業団体に造成したところであります。同基金では、①漁具被害復旧支援や外国漁船操業等調査・監視などを行う、台湾漁船等対策、②県産水産物の流通促進や漁業共済掛金助成などを行う、漁業経営安定対策、③海岸清掃などを行う、漁業環境整備などが予定されております。県としましては、漁業団体等と連携し、同基金を有効に活用し、日台漁業取り決めによる影響を最小限に抑え、漁業振興に努めてまいります。」と時点修正しております。

37ページをお開きください。

継続案件、陳情平成25年第107号につきましては、修正はありません。

42ページ目をお開きください。

継続案件の陳情第113号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

43ページ目をお開きください。

15行目、「現在、改修工事を実施しているところであり」を「幕上東地区は、平成26年2月に改修工事を終了し、具志堅地区は」に、同ページ18行目「地元の意向を踏まえ対応を検討して参ります。」を「平成26年度に調査を実施してまいります。」に。

44ページ目をお開きください。

14行目、「平成24年度までの進捗率は44%となっております。」を「平成25年度までの進捗率を68%と見込んでおります。」に、18行目、「今後は、平成25年度で岩盛工事を終了させ」を「今後も」と時点修正しております。

45ページ目をお開きください。

45ページから48ページの継続案件、陳情平成25年第117号の2から陳情平成25年第136号につきましては、修正はありません。

次に、新規陳情について、説明させていただきます。

49ページ目をお開きください。

陳情番号平成26年陳情第9号、陳情区分新規、件名T P Pに関する県議会意見書採択に係る陳情、陳情者沖縄県農業協同組合中央会会長新崎弘光。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

T P P交渉については、平成26年2月22日から25日まで、シンガポールにおいてT P P閣僚会合が開催されましたが、農産物の関税分野において合意

に至っていない状況にあります。しかしながら、今後の交渉についても、農産物の自由化を強く求められることが予想されることから、依然として、予断を許さない状況にあると認識しております。重要5品目の関税の検討について、政府は内容を明らかにしておりませんが、仮に本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛などの関税が譲歩された場合、本県農林水産業へ極めて大きな影響があるものと懸念しております。県は、これまで、①重要品目である砂糖や牛肉等の関税を維持すること、②十分な情報提供と説明を行うとともに、国民的議論を尽くすこと、③重要5品目などの聖域が確保できなければ交渉からの脱退も辞さないものとし、万全な対策を行うことを要請してまいりました。県としましては、今後とも、T P P交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時機を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

以上が、農林水産部の陳情処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時20分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 T P Pについて陳情が出ていますが、甘利T P P担当大臣も一部の関税撤廃もやむを得ないのではないかという一全部関税撤廃の対象とするという答弁もしているのですが、次の閣僚会議において、もし重要5品目の関税撤廃ということになると、沖縄県としては非常に大きな打撃を受けることとなります。甘利担当大臣は記者会見でも、5品目全てが聖域ではないとい

う認識まで示しています。今の状況で、次の閣僚会議で重要5品目が対象になっていくということになると、重大な事態になると思います。これに対して、沖縄県として具体的に何らかの行動を起こしていかなければならないと思うのですが。

○山城毅農林水産部長 2月の閣僚会議の中では、そのまま合意に至らずに流れたという経緯がありますが、日本のほうとしては重要5品目はしっかり守るのだというスタンスになってもらわないと。我々も去年の会合の前に知事が要請をしまして一甘利大臣以下、農林水産大臣等官邸のほうにも5品目をしっかり守ってくれということを知事からも要請しているところでありまして、去る衆議院議員の予算委員会の中でも、安倍総理大臣が、しっかり農産物の重要5品目などの聖域の確保を求める国会決議に沿って交渉を進める方針ということも国会で答弁しているという情報も受けていますので、その辺は我々としても5品目はしっかり確保できるように、これまでも要請をしてきていますし、しっかりやっていきたいと思います。そして農協中央会、JA団体とも常に情報交換しながら、国の動向も注視しながら、しっかり対応していこうと準備もしています。そのときにはしっかりそれに対応していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 甘利担当大臣が国会答弁でも全て聖域というわけにはいかないという答弁をしています。記者会見でも似たような発言をしているのですが、そういう意味では、推移を見守るとかそういう状況じゃないだろうと思います。次の閣僚会議の前までに、県として、これについては断じて譲るべきではない、重要5品目は守るべきだということを、すぐに政府に対して行動を起こしていく必要があるのではないかと思います。

○山城毅部長 今後の日程としまして、5月にはAPECの首脳会議、トップ同士の会合が調整中ということで予定されているという情報もありますので、それについては農協中央会、農業団体とも連携を図りながら、しっかり国のほうにも強く申し入れしていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 決まってからでは取り返しがつかないので、早目に行動を起こしていくことが必要だということを強く申し上げておきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 陳情第51号の日台漁業取り決めの件ですが、先ほど部長からその関係が動いているとの説明がありました。今回、八重山北水域の時間をずらして合意をしたとのことですが、三角形全てではなく一部の操業ルールの取り決めですか。

○**新里勝也水産課長** 3月10日に台湾のほうへ沖縄の漁業者が赴き、台湾の漁業者と議論しまして、時間的なすみ分けの調整をしてきております。今回合意したエリアですが、八重山北の横に長い逆三角形の中の、右側の部分の小さい三角形の中が1月の合意水域ですので、その中ですみ分けができるかという議論を今回してきております。

○**崎山嗣幸委員** その他の三角形の水域は、結果的にはどうなっていますか。

○**新里勝也水産課長** 今回の小さい三角形以外の三角形部分については双方が操業できますが、1月に合意した日本側のルールで操業を行うということにはなっておらず、双方のルールでおのおのが操業するという位置づけになっております。

○**崎山嗣幸委員** 今回は三角形の中のごく一部の中で、しかも双方が時間をずらしてやるということなので、結果的には全体の中の一部でしかないということですね。では、久米島西のところは一切操業ルールはできていないということですか。

○**新里勝也水産課長** 八重山北のエリアは小さい水域ですが、今回試験的にクロマグロの時期に行って、次のシーズンに向けて、うまくいけば他のエリアにも拡大していこうという考え方で交渉しているところです。久米島西の特別協力水域ですが、ここは縦長の四角を真ん中から切って、北側は日本のルール、南側は台湾のルールというエリアですみ分けされているので、時間的な調整は必要ないということで、今回の会合の議題には上がっておりません。

○**崎山嗣幸委員** 一部時間をずらしてやることに関して、昨年合意をして以降入れなかった水域に今回一部入るということですが、ここの漁獲高は今回期待されるのですか。

○新里勝也水産課長 小さな水域ではあるのですが、特に一番漁場の近い八重山のマグロはえ縄漁船は、今期は安心して操業できるだろうということです。昨年は一切行っていなかったのですが、今回は通常どおり操業できるということで水揚げはふえると期待しております。

○崎山嗣幸委員 先ほど部長が言った最後の項目で、一部でしか取り組みはされていないので、県としてはこの取り決めの見直しを今後の課題に残しているのですが、その見直しの内容で、基本的な漁業水域の設定に当たっては日本側が主張する排他的経済水域の地理的中間線を基本に協議するというのですが、その間変遷をしておいて、漁業協同組合のほうからもせめて暫定執法線を超える部分、今言っている八重山三角形と久米島西の撤廃を図ることや、南側での暫定執法線への完全撤廃など、幾つか最低限あるのですが、この部分の中で今後見直す項目については、何を政府に求めていくかについて具体的な内容は決まっているのですか。

○山城毅農林水産部長 昨年5月10日に発効してから、国のほうに特別協力水域の部分と八重山の三角部分については、見直しの中で撤廃を要請してきていますので、仮に安全操業に入るためにはお互いルールを決めながら参画して入ってきてはいるのですが、最終的な目標は従来どおりの方針を貫徹しながら要請を継続していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 県としては、中間線を基本的に協議するという最終的な目標を持っているということでしょうか。

○山城毅農林水産部長 特別協力水域と三角地域のほうは撤廃してもらうという方向性を持っているということです。

○崎山嗣幸委員 それはいいのですが、中間線までというのは入っているのですか。

○山城毅農林水産部長 最終的には地理的中間線がラインとしてありますので、しっかり確認していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 しっかりその方向に向かって頑張ってもらいたいです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 関連なので続けさせてください。一方で、日中のことを確認のため聞いておきたいのですが、日中の見直しも県の要請のほうには入っているわけですよね。その進捗というか、結局見直しの大きな内容は外務大臣書簡の破棄と、中国のサンゴ船の実質的な取り締まり、このあたりの水域の管理が野放し状態ということはどうするかという具体的な話が、その協議のテーブルがそもそもあるのか、どうなっていますか。

○新里勝也水産課長 日中の件は、非常に大きな課題と理解しております。国に対して、協定の見直しと外務大臣書簡の破棄を求めているところですが、国としましては、昨年8月の日中漁業共同委員会で、中国のサンゴ網漁船が依然として多数操業しているということで議論しています。さらに、昨年11月には委員会と別に直接これまでの中国の操業状況、写真とか資料を携えて、国のほうが中国に申し入れを行ったと聞いております。その内容としましては、中国でも違法とされているサンゴ網漁船について、実質的な取り締まりをしてくれということを申し入れしまして、中国も一応頑張るという回答があったと聞いております。ただ、現実的に一まだ特に宮古の近くの曾根においては中国船が操業しているという情報がありますので、県としては引き続き国に対して、実質的な取り締まりを求めていくこととしております。再度4月、または5月に日中漁業共同委員会が開催されると認識しておりますので、その前までに我々のほうも中国船の状況をしっかり把握して、国にしっかり交渉してきてもらいたいということを要請することを検討しているところです。

○仲村未央委員 中国の操業の把握がどうなっているのか。中国当局の頑張るという表現があったのですが、どのように頑張るのかという中身をもう少し具体的にあるのですか。

○新里勝也水産課長 なかなか国のほうも取り締まりの構想の話の情報を出していただくのが少なく、しっかり交渉しているとは聞いているのですが、我々のほうからは、例えば、どうしても我が国で中国の艦船がこういう行為をすることは非常に課題があると聞いておりますので、せめて地理的中間線あたりでお互い連携しながらやることも考えられないかという議論を水産庁としておりまして、水産庁もそういうことも含めて中国政府には提案をしていくという

ことを聞いているところです。

○仲村未央委員 北緯27度以南の資源管理の基本的な日本の立場というのは、放置しているのですか。何もしていないという位置づけの中にあるのか、それとも資源管理というのは何か行われているのですか。

○新里勝也水産課長 我々が聞いておりますのは、北緯27度北については双方が資源状況等を調査しながら、あるいは隻数もコントロールしながら議論していると聞いておりますが、北緯27度以南については、中国との共同委員会の中でも具体的に資源の議論、隻数のコントロールという議論までは入っていないという認識を持っています。

○仲村未央委員 部長、そうであれば、確かに大臣書簡の破棄ですとか、すぐさま国内法を適用させろということができない状態というのが、なかなか交渉の状況を見ても、一刀両断解決することにはいかないまでも、最低でも北緯27度の上では資源管理の視点は入っているということであれば、今の部分、入れてもなお、管理も含めて何らかの共同でそれぞれの当局が具体的な案を出し合っていて、すぐ入るなということができなくても、それを前提で下げるということではないにしろ、入れるのであれば入れるなりの管理のあり方をもう少し具体的に沖縄県からの要望事項に入れていく必要があるのではないですか。今の状態では野放し状態で、双方の国内法も適用しない。双方が入れるが資源管理は全く手つかずであるということであれば、ここは国に対してもう少し強く踏み込んで、具体的な要望の中身を県からも上げていくことが必要だと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○山城毅農林水産部長 国が資源管理の話で出ていないというのは、たまたま今のところは中国船が今の北緯27度以南のほうに操業に来ていないという実態を踏まえての話かと思しますので—今のところは来ていないのですが、ただ将来的に来る可能性があるという不安を持つてはいるのですが、今の段階ではそういう協議を上げることはない、それでそういう状態なのかと。その前にもっと大事なものは、サンゴ船は密漁船ですから、サンゴを荒らしてきているというのが現時点では一番重要課題だと思っていますので、それをどう取り締まるかということところです。今回、我々も調査船も持っていますので、それで情報を収集しながら、それを国に投げかけて、こちらはこちらとして、例えばこうしたらどうですかという提案を一緒に考えながら、その改善策をもっと要求してい

きたいと考えております。

○仲村未央委員 サンゴ船も本当に深刻だと思いますので、ぜひもう少し具体的な、何を対処してほしいのかというところを上げていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 TPPの問題ですが、5項目については聖域になるということで、皆さん非常に頑張っているのですが、事務レベルの段階ではないと思います。やることはやったと思いますが、今後JAグループとどうタイアップしていくか—自民党政府ですので、しっかり農業団体の議員がいるわけですから、こういう先生方に強くお願いするしかないと思うのですが、その対策はとっていますか。

○山城毅農林水産部長 JAグループと連携しながら、常に知事と中央会長が一緒になって要請していきますし、普段の国会議員の先生方との情報の中でも、常にJAグループのほうからも要請をしておりますし、その場その場の会合等を利用して申し入れをしているところです。国会議員の先生に沖縄県を見てもらう、交渉の中核の担当のほうも沖縄県の南北大東島を見ていただきながら、現場のほうからも沖縄のサトウキビが大事だということを申し入れをすることも仕組んできております。そういう連携を常にやっておりますので、時期を逸しないように、もっと協力的にやっていきたいと思っています。

○新垣哲司委員 APECが5月に開催されますよね。そのときまでには大体決まってくるのではないかと見通しされるわけです。ですから、皆さんの段階を超えていますので、できる範囲はどうかといたら、全国の農業3団体を中心とする住民も政府に強い要請をする。しなければならぬと思います。これに関しては、多くの国会議員の先生が、ある意味では非常に反対しているわけですから、その辺の行動はどうですか。余り時間もないので、行動を起こして官邸を動かすということが大事ですから、その辺の情報は入りませんか。

○山城毅農林水産部長 全国農業協同組合中央会といいますか、農業団体の今回の行動については、まず今回の県議会のほうでも意見書を採択ということで要請が上がっているように、全国の都道府県の県議会に意見を要請していると

聞いておりますし、それを踏まえながら、今回アメリカ大統領も訪日されるという情報もありますので、そういう中で一緒になって要請等をやっていきたいと考えております。

○新垣哲司委員 私が言っているのはそういうことではなくて、沖縄県の行動をどう考えていますかということです。正直に言って、事務レベルは終わっていると思います。これからも政治折衝とか一皆さんができる範囲というのは、これだけ国民、県民が熱意を持っているということを示さないと、行動を起こさないといけません。この行動は今のところまだ考えていないのですか。

○山城毅農林水産部長 状況を見ながら、それまでには知事と一緒に行政行動をしっかりとやっていきたいと考えております。

○新垣哲司委員 国会議員の先生方も与野党問わずに、知事を先頭にしてぜひ行動を起こすようにやっていただきたいと思います。

それから、日台の関係ですが、具体的には八重山北方の三角水域のうち、日本側のルールが適用される一部水域において、日本側は昼間、台湾側は夜間にそれぞれ1回ずつ操業すると、試験的に取り組んでみたいとなっているのですが、クロマグロを中心にとるときに、漁民の皆さんは昼と夜どちらがいいのですか。

○新里勝也水産課長 一般的に水産物、特に魚類については夜明け前、あるいは夕方、日の出前後が一番魚のとれる時期というのが一般論としての位置づけです。今回日本側は朝から入れて、狙っていく。その中に明け方もありますし、夕方もあるのですが、台湾側は逆に夜中の0時から入れ始めて、明け方のものを狙っているのかと。そういう意味では、昼が有利か夜が有利かということではなくて、双方漁獲は獲られるのかなという認識のもとに業者間の意見交換がされたものと考えております。

○新垣哲司委員 また、7月以降には、場合によっては見直しもしようとなっているのですが、この昼夜というのはずっと継続するというわけではないわけですか。

○新里勝也水産課長 日本側は昼を中心、台湾側は夜を中心となりましたのは、双方がおのおのそれを専門的にやっている現状を踏まえて、そういうすみ

分けをしているところですが、今回クロマグロの時期—4月から7月のお互いの操業の状況を踏まえ、7月以降に再度その評価を含めて議論した上で、来年のシーズンに向けての協議をしようという約束になっております。

○**新垣哲司委員** 今のルールで大体どのくらいの協定が進んでいるのか、今の状況をどう考えていますか。それよりずっと行くのですか、その辺でおさまるのですか、それとも今後見直すのですか。

○**新里勝也水産課長** どのくらいというところですが、例えば、先島の北の横に長い三角形のうち、現在日本側のルールでできるのはほぼ4分の1程度ということになっていきますので、今回うまく双方で操業が円滑にできれば、日本側からの提案としてそれをさらに広げていくことを目標にしております。そういう意味では、来年はもう少し水域を広げて操業できるようにしたい。そうすればことしできた倍以上の隻数が操業できることになろうかと想定しております。

○**新垣哲司委員** もともと政府が沖縄の現状を把握しなくてこういう結果になって、あとは基金つくればいいくらいの気持ちで妥協したという感じでは将来的にいろいろよくないことですし、あれだけ沖縄県から強く要請しても、後の始末はこういうふうには処理ばかりという感じになっています。ぜひ漁民の皆さんの立場に立って、しっかりこれからも頑張っていただきたいと思っております。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○**座喜味一幸委員** 尖閣周辺における100億円の沖縄漁業基金の使い方は、今後大変重要な課題になると思っております。その前段において、本地域におけるこれからの漁業の振興、あるいは漁業の経営の構造のあり方、根本的な課題、クリアしないといけない大きな問題が横たわっていると思っております。ちなみに、本地域において台湾の漁業船隻数、台湾側が本地域から獲ている漁獲量、それから我々沖縄の操業船隻数と本地域から獲ている漁獲量、この実態というものは把握されていますか。

○**新里勝也水産課長** 台湾側も統計的な数字、信頼性のある数字をなかなか出

してくれないところですが、交渉の過程で向こうから報告のありました操業隻数は、今回議論となっております2つの水域で、去年は80隻が操業していたということを聞いております。これに対して日本側は昨年自粛していたわけですが、今回合意したルールに基づいて操業が可能になればマグロはえ縄で30隻、久米島を中心とした集魚灯漁業というマグロを一本釣りする漁業があるのですが、それが40隻、合計70隻が周辺水域で操業が再開されるものと見込んでおります。ただし、統計的な水揚げ量については漁場別で一漁場は毎日皆さん移動しながら漁獲しているという実態がありますので、漁場別の水揚げ量の統計をとるのが困難でありまして、これについては現状把握できておりませんので、今後業者の聞き取り等も含めて情報収集して、台湾側との交渉にも結びつけていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 船の数だけで見るとほぼ近いのではないかという感覚になりますが、実は向こうは100トン近い漁業船を使っていますし、我々は大きくても19トンの船を中心とした操業ということで、明らかに台湾のほうは大型化した船で真剣にやってくる。我がほうの漁業は高齢化、後継者もない、燃油高騰等で極めて先行きが厳しい状況がある。そういう現状を見たときに、現状を守るだけの漁業でいいのか、極めて危機感を感じています。したがって、今回ルールをつくって現状を確保するというのもさることながら、片や本気になって漁業の構造のあり方—単純に言うと、若手を育てて、近代化された効率のいい船で、しっかりと操業で強行支配していくというくらいの気概を持たないとこの問題は解決しません。たとえ今のルールをつくったとしても5年、10年先の将来に非常に不安を感じます。そういう意味で、私は100億円の沖縄漁業基金だけでは事足りるものではないと思っております。根本的にこの操業したマグロ船、あるいは移動船で収集して市場に持ってくるなど、漁業の仕組みを変える。大型船、効率的な近代船を入れる。そういうくらいの抜本的な対策、根本的な見直しをしていかないと大変な問題ではないかと思うのですが、その辺の認識はいかがですか。

○山城毅農林水産部長 後継者の問題、高齢化というのは、全国的にも我が沖縄県においても、農林水産業全分野に当てはまる大きな課題です。いかに若手、後継者を育成するかというのは我々の大きな課題として認識しておりまして、水産業についても最近元気な若手もいるということを聞いていますので、そういう中で今回のマグロの日台関係で、クロマグロはえ縄漁業の若手をどう育成するかというところも、おっしゃるように大きな課題だと認識しております。

そのところでうまく100億円、沖縄振興一括交付金等を活用しながら、どういう体制でやっていけばいいのかというのは、じっくり関係団体、漁協等とも連携して今後しっかりと練り上げてやっていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 本地域における漁業というものをどうするか、我々の操業水域をどう守るか、その必要性、そこで生活をしていける漁業者がいること、そういうことが大事だと思うのですが、100億円の使い方の項目を見ても、本来②と③、海岸の掃除や流通促進というのは既存の事業でもやってきていますし、公益財団法人沖縄県漁業振興基金というのもあります。こういう今までの事業でやれたものをあえて100億円の基金事業の中にメニューとして入っているということが、一体本気なのかと。必要であれば100億円じゃなくして、根本的にこの漁業の構造を変えるためには、もっと政府に対してしっかりと沖縄の漁業こうあるべしと、国境水域の漁業を我々はこう守るべしという強い発信といたしますか、沖縄県の本地域における水産振興のあり方というものに本気にならないと、今ルールを決めても、だんだん熱意がなくなり、後継者がいなくなって、後は明け渡すという形になります。こういう根本的な問題があるということ、これに対して本気になって沖縄の漁業、その地域の領土、領海という大事な地域の保全と漁業をどうあるべきかということを真剣になって今取り組まなければならないということを指摘して、決意をひとつ—これは本気でやってください。大変大きな問題です。難しい問題でもあります。よろしく申し上げます。

○山城毅農林水産部長 確かに100億円のメニューの中には、今おっしゃっていたものもあります。ただ、基本的なところは、委員がおっしゃるように、沖縄の水産業、マグロ漁業をどう持っていくかというしっかりした構想があって、それに対してどういう対策をしていくかということが大変重要になってまいりますので、それをしっかり押さえて、今回の基金についても検証しながら対応していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 我々が本気になって要求していけば、政府もしっかり動くと思っていますし、必要なことがあればどんどん要求してくれという声も聞いておりますので、積極的に大きいスケールを持ってやっていただきたいと希望します。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外 9 件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が 9 件、新規陳情が 1 件となっております。

継続陳情 9 件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規陳情 1 件を御説明いたします。説明資料の 13 ページをお開きください。

陳情第 3 号大型 M I C E 施設建設誘致に関する陳情、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

アジア諸国を初め世界的に M I C E 誘致に向けた取り組みが強化されていることから、大型 M I C E 施設については、国際競争力を備える必要があると考えております。そのため、今年度事業において基本構想を策定するとともに、那覇空港第 2 滑走路に合わせて平成 32 年（2020 年）の供用開始を目指

し、来年度以降、基本設計等に取り組んでいきたいと考えております。なお、建設場所については、必要な機能や施設運営のあり方等を踏まえて、検討していきたいと考えております。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 しまくとうばの件について、今後どのように事業化していくのかを一今は大方スタートなので、この骨子をお聞かせください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 次年度以降についてですが一今年度については県民運動ということで、できるだけ幅広くしまくとうばに取り組んでいただく必要性があって、経済団体に対して要請をやってまいりました。そして、各学校についても、教育委員会と連携しながら、学校においてもしまくとうばに取り組むよう通知を流していただいたところです。次年度については、学校現場で読本が使えるようにということで、その編集を行う委員の選定に取り組んでおまして、次年度は具体的に読本について作業をしていきたいと考えています。それは小学校5年生全学校、中学校2年生全学校、それぞれ1万8000冊×2で3万6000冊くらいをそれぞれ地域の言葉でつくって、配付していく予定です。その際に、それぞれの地域の言葉がしっかり反映されるように、圏域ごとに言葉をチェックできるような体制をつくっていきたいと考えております。あわせて、市町村や文化協会についても、県と歩調を合わせてしまくとうばに関する事業をやっていただくように、それぞれ集まって現状を把握して、そしてまだ取り組まれていないところに対しても、それぞれ取り組んでいただくようお願いしていきたいと考えているところです。

○玉城満委員 読本をつくった際に、ただ本を配るだけではなくて、そのスペ

シャリストといいますか、しまくとうばの専門の人たちをどういうふうに、例えば学校現場にかかわらせたりするのか。この予定はどうなっていますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 これについては、委員がおっしゃるように、ただ読本をつくって配付するだけでは教える体制はどうなるのかという疑問が残りますので、その読本とあわせてCD等の音声、それを補足するようなものを一緒につくっていきたいと考えています。

○玉城満委員 教育現場において、例えば、CDをつけて本を出せばいいということではなく、やはり生でしゃべれる人を—これを機にウチナーの歴史、文化まで発展させるように、しまくとうばに対する教員といいますか、教える語り部といいますか、そういう養成まで視野に入れて進めていったほうがいいのではないかと思うのですが、どうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 おっしゃるように、CD—音声をつけたからといって学校現場の方々が一場合によっては、その地域の方じゃない先生がいらっしゃるかもしれません。今そういうことで、しまくとうばを使える人材を育成するような事業を県としても支援していますし、それぞれ文化協会等でもやったりしているところですので、その状況も見ながら、また派遣等が必要かどうか教育委員会とも相談しながら、次年度の事業の中で検討していきたいと思っています。

○玉城満委員 これはスタートが肝心な事業だと思っています。やはりスタートでキツチャキすると、あらぬ方向に言葉が伝わっていくという部分も出てくるので、しっかりと検証し、行動していただきたいと思います。

それから県立郷土劇場の件で、各陳情では一誘致合戦の陳情があるわけですが、国立郷土劇場近辺を今のところ強化していくというスタートの仕方をしていきます。大方そこを受ける団体といいますか、いろいろな意見を集約させていく団体—沖芸連—沖縄県芸能関連協議会が代表的団体だと思いますが、前々から危惧しているのは、民謡団体、島唄の皆さんがこの沖芸連の中に加わっていないはずで、この辺を再三部長にも質問してきたと思いますが、民謡会の今後の流れはどうなりますか。連絡協議会程度の組織はできそうですか。

○大城直人文化振興課長 民謡団体については、沖芸連の34団体のうち沖縄民謡保存会—國吉会長のところだと思いますが、その団体が1団体加わっており

ます。そしておっしゃるとおり、連合会の組織はなかなかくつついては離れてという経緯をたどっておりまして、私どもも接触して、意見交換などを通じて要望なりを聞いていきたいと思っています。

○玉城満委員 はっきり言って、層が厚いのは民謡関係の皆さんです。沖縄の文化、芸能を発信し続けているのは、実はその民謡の皆さんなのです。その民謡の皆さんの流れから沖縄音楽という一つのジャンルをつくっているくらいなので、沖縄のチャンプルーミュージックというのは民謡が基礎にあります。その民謡の人たちが団体の中に加わっていないということになると、いろいろなところからいろいろな声が聞こえてくるわけです。確かに私の強い一多分15団体くらいあるわけですが、その15団体くらいある人たちが一緒になりなさいと言えば簡単ですが、ここは県が間に入って連絡協議会をぜひつくってくださいと話を進めていくことが第一ではないかと思います。例えば、あの人たちに話し合ってくださいとすると、あれとはナランサー、これとはナランサーというグループになっているので、あれだけ分かれていったのです。本当はそんなに団体はなくて、もともと3団体か4団体くらいの民謡の団体だったところが、今は十幾つも分かれてしまったのは理由がありますので、それをもう少し、県が指導し、集めて、再度連絡協議会をつくっていただくという流れをぜひつくっていただきたいのですが、どうでしょうか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 私の聞いている話では、沖芸連が当初呼びかけたりもしたのですが、なかなか話が折り合わなくて入ることができなかったという経緯も聞いています。確かに、委員がおっしゃるように、双方だけで話をさせてもなかなか厳しいところもあると思いますので、うちのほうで沖芸連、民謡関連とも相談して、どんな形で折り合いできるか、間に入ってまずは話を始めてみたいと思います。

○玉城満委員 これは早急に始めていただきたいということと、県が文化予算を組む上で、連絡協議会であるとか組織にしか委託できないという痛さもありますよね。その中で、いろいろな民謡団体からヌーンチ、ワッターンカイ、シミランガというような声が聞こえてくるわけです。それを正当化するためにも、いち早く県は民謡団体の統一を図って、あの空手みたいにやっていただいて、一番の基礎となる芸能ですから、県のほうは積極的にやることを期待しています。部長、最後に一言お願いします。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 私たちもいろいろな委託事業をするときに、中心となる組織があるとすごくやりやすいわけです。ですが民謡のほうは、私も今悩ましいのは、複数に分かれていてどこが主体なのかなかなかわかりにくい、どこが全体をまとめてくれるのかわかりにくい組織になっていますので、今後民謡をしっかりと振興していくためには、やはり組織がまとまるのが非常に大事だと思っています。先ほど話したとおり、県のほうで間に入って、どういことができるのか、まず話し合いを進めていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
 儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 陳情第83号貸切バス送迎諸問題の解決ですが、県議会棟入り口は、時間帯によっては観光バスが何台か並んでいるのですが、国際通りは観光名所のメインの一つでもあると思います。その中で、沖縄県修学旅行推進協議会での対策と、その結果という、今の状況を教えてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 バス協会から話し合いの場を持ってほしいという要請を受けて、これまで何回か話し合いを重ねてまいりました。まず、バス協会から旅行会社に対して文書を発しています。県としても、日本旅行業協会の沖縄支部、そして全国旅行業協会の沖縄支部に対しても、12月に正式な依頼文書を送付しております。そういうこともあり、現在のところは以前に比べると大分状況が変わってきたと聞いております。そして、課題解決のために今相談しているのが、旭町の再開発地区の観光関連機能として、団体バスの乗降機能をつくれなかと提案しているところです。また、一つの解決策として、てんぶす館の隣にバスが駐車できるところが今回できましたので、以前に比べると場所も分散されて、少しずつ改善してきている状況です。今後も引き続き関係局とも相談しながら、改善に向けた対応をしていきたいと考えております。

○儀間光秀委員 年々観光客の入客数も右肩上がり、クルーズ船の寄港もふえていく、そういう観光の観点から、とても重要な課題だと思っています。今後とも右肩上がりに入客数がふえると、こういうのもさらに一バスの利用者、あるいはレンタカーの利用者も比例してふえていくことが危惧されるのですが、今後その辺の対策を、県としても鋭意努力していただければと思います。今後の中長期的な見通しでもいいのですが、しっかりした乗りおりできる駐車場を確保するとか、今の答弁であったように、そういう計画は、旭町とか、あるいは

てんぶす館以外にも持ち合わせているのかも含めて教えてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 もちろん私たちとしても、那覇市の国際通りというのは、一つの観光地として高い人気を誇っていますし、修学旅行生についてもやはりそこに行きたいというニーズがありますので、それに適切に対応していくことが非常に大事だと思っています。そういう中でもバス協会と旅行社で協力関係は築いているのですが、当面としては分散乗車、それから人が集まった後にバスに乗り込んでいくという、できるだけ混雑しないような、向こうに長い間停車しないような仕組みを今構築しておりますので、まずそれに取り組むのが一番だと思います。それとあわせて、まず、てんぶす館の隣の道路のほうで乗降スペースとして利用が開始されていますので、分散の利用ができ、改善に向かっていると考えています。それから中長期的なものとしては、旭町の再開発、そこにそういった場所ができないかどうか、さらに踏み込んで適切な駐車場の場所を確保できないかどうかも含めて—この件については県だけではなくなかなか難しいところもありまして、那覇市、商店街の皆さん、関係部局と相談しながら、できるだけ改善が具体的に進むような形で今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第3号、MICEについて全体で聞きたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。これは県内のいろいろな地域から要請活動や、議会にも陳情が出てきていますが、実態は一どれくらいの地域からどれだけのものが出ているのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 現在、5地域の6市町—具体的に言いますと、まず与那原町と西原町、あと与那原町議会、西原町議会、そこを合わせた誘致。それから那覇市、那覇市議会が2件目です。それから宜野湾市と宜野湾市議会、豊見城市と豊見城市議会、浦添市と浦添市議会という5地域6市町から要請が来ています。糸満市議会については、県に対する直接の要請はありません。議会に対する今回の要請のみです。

○翁長政俊委員 MICEの調査報告書が県でつくられています。この報告書の中身で、空港から30分以内とか、2000台の駐車場とか、ショッピングモール

やシティーホテルが建設できる地域、それくらいの規模が必要だと出ていますが、これは絶対要件として—こういったものがないとMICE事業がうまくいかないという認識でよろしいのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 絶対ということではなく、そういう要件が整ったほうが望ましいということです。土地の評価、建設場所の評価については、整備可能な時期の問題、それから用地の広さ、アクセス、その周辺のまちづくりとかホテルの建設性がどうなっているかというものを総合的に評価して選定していきたいと考えています。

○翁長政俊委員 皆さん方が基本設計に向けて発注していきますよね。そのときの仕様の中身—県が基本設計を出す段階で、いわゆる青写真がないと設計が出せないはずですから、これについてどう考えていますか。つかみでいいですから、こういう形のものを基本設計に入れてくれという内容を持っていると思いますので、その中身を教えてください。規模とか収用人数—幾つかMICEを建設するに当たっての、こういう施設じゃないといけない、沖縄にはこういう規模のものが必要で、付随設備にはこういうものが必要で、こういうものができる用地が必要というものを、きちんと仕様書の中に入れて基本設計を発注していかないと、物というのは組み上がらないはずですよ。その中で、委託先が県側とさらに調整をしながら、より具体的なものを積み上げていって、基本設計ができていくと思います。ですから、その基本中の基本の、県のMICEに関する構想を聞かせてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 現在のものですが、施設の構成としては、まず多目的ホール、それから展示場、中小会議室、駐車場とバックヤード機能—展示会を開くときのいろいろな商品を収納する場所、そういう機能を備えた施設を想定しています。施設の規模ですが、シアター形式—大型コンベンションを想定しているのですが、そういうものでいくと大体1万人規模、そしてインセンティブツアーに対応したような円卓ディナー形式のもので4000人規模、それから大型のコンサートをやるものとして、スタンディングで最大2万人くらいの方が入れるようなものを今は想定しています。スタンディングにはなるのですが、最大2万人の収用が可能な施設ということになりますので、最終的には駐車場を含めて、おおむね10から15ヘクタールくらいの用地が必要と想定しているところです。

○翁長政俊委員 エンターテインメントで2万人規模というのは野外を考えているのですか。箱物の中、屋内ですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 屋根つき、全天候型の施設を考えています。

○翁長政俊委員 皆さんが今考えている、シアター形式で1万人、円卓で4000人、多目的広場やいろいろな会議室も備えて、もろもろ入れると予算はどれくらいかかるのですか。現段階の大体の試算でいいです。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 試算と言っても……。現在のところ、できるだけ安い経費の構造等を考えていまして、今のところ額については検討中ということでお願いしたいと思います。

○翁長政俊委員 これだけの基本的なコンセプトが頭の中に入っていて、そういう施設をつくるのに一皆さんが具体的にものを発注するときの単価にもいろいろと問題はあるだろうけれども、いずれにしろこういうものでこれくらいのものをやると、200億円くらいかかりますとか、300億円くらいかかりますという試算は持っているのではないですか。あくまでも現時点での試算なので、基本設計ができ上がってきて実質的に幾らだというものが出てくるはずですから、現段階でよろしいです。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 試算をやっていないというわけではなくて、場所とか建物の構造いろいろによりますが、今の場合には一般的な場所で、建物も一実は、通常の強固につくった形での試算をしているのですが、200億円前後です。そこの部門をどう抑えるか。それを簡易な建物で一できるだけ発注の仕方についても、県でつくるというよりもPFI方式で民間につくっていただく、そういったことをどうするのか、その辺も含めて検討しているところです。

○翁長政俊委員 PFI方式が導入できればそれにこしたことはないと思いますが、ただ今言う付随施設、大型MICEという形になってくると、メインの建物は県がやるとしても、それに付随する複合的なものは誘致をしてもらうという話になりますよね。誘致をしないと、県が全部やるというわけにはいかないでしょう。実際はどうですか。ショッピングセンターをつくるとか、最低限シティホテルは併設した形で必要です。ホテルを県がやるわけにはいかないで

しょう。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 このあたりについては、今5地域6市町から要請が上がっていますので、それぞれの市町村が周辺のまちづくりも含めてどう考えているのか。このあたりも、うちとしては場所を選定するときの要素と考えたいと思っています。そして県としても、そこにMICEをつくったときに、周辺にアフターコンベンションとしてMICEに来た人たちが楽しめるような仕組み、その辺については建設される市町村とも連携しながら、誘致といえますか、まちづくりについて取り組んでいきたいと考えています。

○翁長政俊委員 MICE事業の誘致について頭の中で想像をめぐらせると、全く何もないところにつくるとなると、一つのMICEタウンみたいなものができ上がるわけです。その夢と創造性が湧くような、非常におもしろいコンセプト、企画ですから大いに期待しているのですが、那覇空港第2滑走路の開設とあわせて2020年ということになると、そんなに時間があるわけでもありません。皆さんが言うMICE施設—シアターで1万人くらい入るシステムをつくったとしても、これに付随するものがどこもついて来ないとすると話になりませんので、基本計画と同時に、こういったMICEタウンをつくるような思いで、これからハードに動いて行き、このもろもろの誘致をしっかりと検討していかないと。MICE施設だけで付随施設が来ないと、MICEの機能が全くなくなるわけです。ましてや、円卓で4000人規模のディナーができるようなシステムをつくるとなると、そのバンケットシステムというのは膨大なものです。今の沖縄にあるシティー型のホテルを含めて、こういったことにソフトで対応できるかとなると一相当な企画と陣立ても含めて計画を立てていかないと、簡単な事業ではないと私は見えています。2020年に向けて、今年度基本設計を発注したとして、具体的なロードマップとしてどのように考えていますか。きっちり間に合って、オープンと同時にこういったものに対応できる施設が整っている、想像するとその隣にカジノがあったりして、そういうものも想定しながら発想をめぐらせているのですが、実際はどうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 カジノとあわせた検討は、今は行っていない状況です。立地する場所については、MICEとしてのまちづくりが非常に大事になってきますので、ポイントとして望ましいのは近隣に一隣接とまではいかないまでも、一定距離離れたところでも、その方々が楽しめる範囲の中に、既にある程度のアフターコンベンションが楽しめるようなショッピング施設で

あったり、アミューズメント施設であったり、もしくはホテル等がそろっているのが望ましいです。仮に足りないところがあるのであれば、市町村としてもMICEを誘致して、それを建設したら終わりということではなく、県と一緒にMICEのまちづくりに取り組んでいく。そういう気概を持った市町村と連携することが重要だと考えています。そのあたりについては、MICE施設を建設した後にはしっかり稼働するように、そのまちづくりについては立地する市町村と一緒にしながら取り組んでいきたいと考えております。

○翁長政俊委員 最後に、沖縄観光を分析してみると、他府県の方が客観的に沖縄を見た場合、一番何が欠けているかといいますと、いわゆる交通網なのです。観光地のアクセスにおいて一番不便な地域が沖縄だと、それでも人が来ているわけです。ですから、MICEをつかって、そこにきちんとアクセスできるようなあり方というのが非常に重要です。モノレールを向こうまでつなぐというのも発想の一つだと思います。これくらいの発想を持って2万人規模のMICEをつかっていかないと、機能として、交通アクセスの問題でなかなか使い勝手が悪いという結果になるかもしれません。その基本的なインフラの整備も含めて、他の部局とも調整をしながら、機能的に一観光施設としてしっかりとMICEが機能できるような社会的、観光的インフラというものをつくるように努力をしてください。期待しています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 2020年に向けて6市町の誘致合戦といいますか、大型MICEについての陳情があるのですが、糸満の陳情についてこれから見た場合、那覇空港からの距離とか、規模とか、これは1万5000坪くらいですか。何平米でしたか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 おおむね10から15ヘクタールくらい必要です。

○新垣哲司委員 坪でどれくらいですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 3万から5万坪です。

○新垣哲司委員 3万から5万坪というと、想像して、この地域はできる、できないとすぐにわかるのではないですか。まず、那覇市は落選ではないですか。与那原町とかの地域でしたら、どうにか3万から5万坪というのができるでしょうが、豊見城市や糸満市だって、3万から5万坪の用地というのは簡単なものではありません。少なくとも3万坪、多ければ5万坪くらいと、まず基本的な考えですが、この辺はどうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 このあたりについては、現在施設の内容を考え、どこに建設するか—その場所も選定していきますので、どこにするのか構造も考えながら、用地というのは基本的な考えとして10から15ヘクタールということを持っていますが、建物の構造等も考えながら、ある程度柔軟にやっていければと思っていますところでは。

○新垣哲司委員 今の説明ではますますわかりません。敷地があるところはそれなりにできる、敷地のないところにも対応していきたいと。どう対応するのですか。できないのではないですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 理想的なものとしては、10から15ヘクタールあったほうがもちろんよろしいのですが、若干は10から15ヘクタールにも変動要因があるということです。

○新垣哲司委員 若干の要因はあると思いますだけですか。供用開始まであと6年しかありません。糸満市の例をとってみますと、議員は積極的ですが、市長は全くやる気がないですね。これで陳情を出しているのですから、ますますわけがわかりません。県には出さず議会には陳情を出しているということなのですが、今国会ではIRの法案が恐らく通ると思います。これとMICEとはどういう絡みがありますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 MICEについては、既存のコンベンションセンター等の規模、機能ではなかなか対応できないようなMICEが来ていまして、それに対応するためにも規模を拡大し、機能強化が必要ということで、大型MICEの整備事業を進めているところです。一方、IRについては、現在法案を提出しています。提出といっても、今回通る法案というのは合法化—推進するための基本法になり、これから合法化に入ります。あと、その組織を義務づける等が今国会の推進法の趣旨で、それから1年以内に実施法をつくっ

ていきます。実施法をつくった上で初めて、我が国のI Rの姿、カジノ税が何%になるのか、設置主体がどうなるのか等が見えてきますので、少し目的が違おうと思っています。それで今、私たちとしてはM I C E施設とI Rについて関連づけた検討はやっていない状況です。

○新垣哲司委員 M I C Eは今から基本計画を立ててやるわけですが、今国会で恐らくI Rの法律が通ります。先をにらんで、そこも含めてどこまでが複合できるのか、どこを離すのかというところを、県としてはそれなりの把握をしていかなければならないと思います。実はもう動いているのです。M I C Eと言っていますが、実はI Rが先になるのではないかという気がしていて、県としての取り組み方をしっかりしないといけないと思っています。その辺をもう一度、わかる範囲でいいので、お願いします。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 M I C Eについては、2020年に合わせて整備するという方針を持っています。I Rについては、これから法案が通り、県がそれを整備するときには、一つの基本的な姿を示して、県民のコンセンサスを得るという前提でこれまで議会にも説明してきていますので、スケジュール的なことを考えると、すごく厳しい状況になると思っています。そして、I Rについては必ずしもM I C Eと一緒にということでもなく、I Rは観光関連施設—ショッピング、ホテルもそうですし、あとはアミューズメント、そういったものを複合的に、地域の資源に合ったものを組み合わせていって一つのI R、統合リゾートとして整備していきますので、必ずしもM I C E施設に限定されることでもありませんので、先ほど答弁したとおり、今のところあわせて検討は行っていません。

○新垣哲司委員 我々は、この前マカオに行ってきたのですが、大型M I C Eの中にカジノが入っている国もありますが、どうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 世界的にはM I C Eとカジノがくっついたもの、それからアミューズメント施設とカジノがくっついたI R、そういったもろもろのタイプがあることは承知しています。

○新垣哲司委員 やはり、国によっては合理的にやっているところもありますよね。沖縄県の場合は、M I C Eは完全に法律的とか……。コンベンションのような感じでしっかりやるということははっきりしているのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 はい、そのとおりです。

○新垣哲司委員 わかりました。この大型MICEについては、予算も概算ですが200億円くらいはかかるのではないかとということで、相当な観光への効果……。魅力的なものを持ってきても、なかなかイベントもできないようなものだったら大変ですから。これは今わかる範囲でいいので、国、県、あるいは誘致される市町村の大体の配分はわかりますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 現在は県の施設として整備する予定ですので、県の予算で整備することになります。

○新垣哲司委員 これは100%、県の予算ですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 現在のところは、用地も含めて、施設は県の予算で整備するという計画です。

○新垣哲司委員 国の予算の補助はないのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 財源としては沖縄振興一括交付金を想定しています。

○新垣哲司委員 そうなると使いやすい予算があるということで、進め方によってはいいシステムですね。これから進めるということですが、あとは未来永劫にここに一建設位置を決めてずっと継続できるように、一番大事なのはこれですので、場所選定をしっかりと頑張ってやってほしいと思います。ひとしく一沖縄県も狭い地域ですが、同じく発展するように、東地域、西地域も含めて検討されるべきではないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 私たちとしては、MICE施設というのは今後の観光振興をもっと拡大させていくために必要な施設であると考えています。一方では、国際競争は非常に厳しい状況にあります。それからすると、施設についても、その機能の内容についても、国内、海外の企業が望むような立地環境、施設内容でなければなかなか競争には勝てない、そして稼働率が上がらないという現状になりますので、国際競争が厳しいということを認識に置

きながら、こういったエリアにこういった機能を持ってくれば最も効率的に動かせるのか、そのあたりを専門家の意見も聞きながら慎重に対応していきたいと考えております。

○新垣哲司委員 最後になりますが、何と言ってもやはり魅力のある、来てよかった、これからも来たいというような施設をつくらないといけません。マカオは年間で3500万人くらい観光団が来るそうです。現在の沖縄は600万人として、何倍ですか。向こうはカジノ専門にしていますが、それを含めて沖縄もどいういう形がいいのか、しっかり頑張ってください。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案の条例議案5件を一括して採決いたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第29号議案の5件は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係るTPP(環太平洋連携協定)交渉について、議員提出議案として意見書を提出することについてを議題に追加することについて協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

TPP(環太平洋連携協定)交渉について、議員提出議案として意見書を提出することについては、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、直ちに協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、意見書の提出等について協議した結果、意見書を提出すること、提案者は本委員会の全委員とし本委員会に所属していない沖縄社会大衆党及び無所属の議員にも呼びかけること、提案理由説明者は委員長とすること、要請方法は文書送付とすること及び本意見書の趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任することについて意見の一致を見た。）

○上原章委員長 再開いたします。

議員提出議案としてのT P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情35件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章